

令和 8 年度

いじめ防止基本方針

福知山市立雀部小学校

1 学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ問題への学校の基本的な考え

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、また、いじめはどの児童にもどの学校にも起こりうるものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであると認識し、いじめが心身に及ばず影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等の対策を行う。

ア 学校・家庭・地域が総がかりで一人一人の子どもたちの命を守る。

- ・ いじめを絶対に許さない学級・学校の風土づくりの推進
- ・ いじめの未然防止に向けた学級づくり・授業づくりなど日常的な活動・取組の充実推進
- ・ 課題の共有化をもとにした家庭・地域との連携・協働推進

イ いじめの早期発見と適切で組織的な対応の推進に努める。

- ・ 校長をいじめ防止の責任者とし、「いじめ防止対策推進本部」を核とした組織体制の構築
- ・ いじめ問題への認識を深め児童の心に寄り添い、信頼される教職員に向けての研修の充実
- ・ アンケートや情報交流会をもとにした児童の状況把握と速やかな対応の徹底

ウ 関係機関との連携促進を図る。

- ・ 必要に応じ学校いじめ問題対策協議会をもとにした実効的ないじめ問題の解決促進
- ・ スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、教員・警察官経験者等、いじめ防止のための専門的知識を有する者との連携充実

(2) いじめ問題防止に向けた組織体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ防止対策推進本部」を中心として教職員間の緊密な情報の共有や共通理解を図り、組織的に対応する体制で臨む。
- ・ いじめ発生時は、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する窓口とし、事実関係の把握等によるいじめであるか否かの判断、児童への指導・支援、保護者連携等の対応を行う。
- ・ スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、教員・警察官経験者等、いじめ防止のための専門的知識を有する者との連携を充実する。

担当者	任務内容	
	未然防止	解消・再発防止
校長	いじめ防止対策推進本部を統括	
教頭 特支コーディネーター	校長補佐 全体指導	関係機関連携 報道機関対応
生徒指導部長 児童支援加配	情報収集・分析 好ましい人間関係育成プログラムの 検証・改善 アンケート調査の実施 人権教育主任の補佐 地域連携	加害児童からの聞き取り、指導 被害児童からの聞き取り、指導
教務主任	教育課程の管理 年間推進計画の作成	情報収集・把握・整理
人権教育部長	心の教育全体計画作成実施 人権教育の推進	関係児童への聞き取り 校内人権教育の見直し、改善
教育相談部長	教育相談活動 心身のケア	心身のケア体制の整理
養護教諭	教育相談活動 心身のケア	心身のケア SCのコーディネート
該当学年主任	学年児童の指導 担任間の情報共有 いじめの未然防止	加害児童からの聞き取り 関係児童 からの聞き取り 保護者連携
該当学年担任	児童指導 いじめの未然防止	被害児童からの聞き取り 保護者連 携
まなび・生活 アドバイザー	児童支援 関係機関との連携	心身のケア 関係専門機関との連携
スクールカウンセラー	個別相談 教職員へのコンサルテ ーション 未然防止へのアドバイス	個別ケア 教職員のケア

2 いじめの早期発見・早期対応に向けて

(1) いじめの防止・早期発見・対処等について

ア いじめの防止

(ア) いじめについての共通認識

- ・ いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。
- ・ 未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行う。
- ・ いじめが、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいから行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしか悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する。

イ いじめの未然防止の取組

(ア) いじめ防止についての共通認識

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての児童に提供し、自己肯定感が高まるように努める。
- ・ 児童の個々のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係、学校風土をつくる。
- (イ) 授業、学習規律
- ・ 「分かる授業」「全ての児童が参加・活躍できる授業」を展開し、自己有用感を高める。
 - ・ 互いの授業を参観し合う機会を設け、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。
 - ・ 正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の指導を行う。
 - ・ 「生活のきまり」に基づく指導を行う。
- (ウ) 道徳教育・体験活動の充実
- ・ 豊かな情操と道徳心、正しい判断力を培うため、道徳教育を計画的・系統的に行う。
 - ・ 情報モラル教育を行い、ネット上のトラブルを学ぶ。
 - ・ コミュニケーション能力を培うため、教育活動の中に体験活動を積極的に取り入れる。
- (エ) いじめ防止の啓発
- ・ 人権作文や人権標語を作り、啓発や集会活動に活かす。
 - ・ 人権学習等の充実を図り、児童の心理的な発達を促すとともに、保護者や地域への啓発を行い、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制づくりに努める。
- (オ) 児童自らの取組
- ・ 児童自らが自主的にいじめ問題について考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動に取り組む。

ウ いじめの早期発見の取組

- (ア) いじめの早期発見の共通認識
- ・ 全職員が一人一人の児童との関わりを大切にし、児童が包み込まれているという感覚を実感できるようにし、信頼関係の構築・児童理解に努める。また、ささいな兆候でも見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - ・ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - ・ 教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- (イ) 日常的な観察
- ・ 日頃から児童とのふれあいを多くし、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。
 - ・ 教室の掲示物や児童作品にも意識的に目を向け、変化に気づくようにする。
- (ウ) 学校アンケート、いじめ調査等の実施
- ・ 児童対象に学校独自のいじめアンケート調査(学期に1回)の実施
 - ・ 児童対象に府のいじめアンケート調査(年2回)の実施
 - ・ 児童対象に生活に関するアンケート調査(年3回)の実施
 - ・ 細やかな情報共有を図るため、いじめ防止対策交流会や児童の実態交流(週1回)、各部会(定期的)の実施
- (エ) 個別面談
- ・ 配慮を要する児童と担任との定期的な面談
 - ・ 全児童と担任との学期1回以上の面談(あのね週間)
- (エ) いじめ相談体制
- ・ スクールカウンセラーの活用
 - ・ 児童支援加配やまなび・生活アドバイザーを窓口とした相談体制の整備

エ いじめ問題への対処

(ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応の確立

- ・ 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的な対応につなげる。
- ・ けんかやふざけ合いでも背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、気持ちをしっかり受け止め、親身になって話を聞く等、共感的態度で対応する。
- ・ 速やかに児童から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行うとともに、関係する情報を適切に記録しておく。

(イ) ネット上のいじめへの対応の確立

- ・ 学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に向けては、学校だより等を活用し、情報モラルの理解を求めていくとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めていただく等、ルールやマナーについての情報提供や啓発を積極的に進める。

いずれの場合も校内の「危機対応チーム」を立ち上げ、検討して対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(ウ) いじめられた児童・保護者への支援

- ・ いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童には、「あなたがわるいのではない」ことを伝えるなど、自尊感情を高められるように留意する。
- ・ 家庭訪問等により、聴取した日のうちに保護者に事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等、専門的知識を有する者等の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して(3か月間を目安)十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかの判断は、いじめられた児童・保護者への面談等で確認する。また、いじめ解消に至るまで、支援を継続するための対処プランを策定する。

(エ) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童への指導を行うとともに、保護者によりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。

(オ) いじめを起こした集団への働きかけ

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対しては、いじめに加担していることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみに終わるのではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

オ その他

(ア) 職員研修の充実

- ・ いじめ防止に対する研修の充実を図り、教職員のいじめ防止基本方針に基づく対応について周知徹底を図る。
- ・ いじめ防止の研修を軸としながら、教職員の人権感覚や人権意識を高めるための研修・メンタルヘルスに関わる研修を実施する。

(イ) いじめをゆるさない学級経営の充実

- ・ 全職員が一人一人の児童との関わりを大切に、児童が包み込まれているという感覚を実感できるようにし、児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・ 教科担任制授業を実施するなど、複数の教職員で学級、学年を見守り、支える体制づくりに努める。

(ウ) 家庭・地域・関係機関と連携した取組

- ・ 携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりを推進する。
- ・ 日常的・積極的な子どもとの対話を依頼する。
- ・ 地域での様々な体験への参加を呼びかけてもらう。

3 重大事態への対処

ア 重大事態についての基準

(ア) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時

- ・ 児童が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

(イ) いじめにより児童が相当の期間(30日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

(ウ) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

イ 重大事態発生時の体制、初動

(ア) 校長は、重大事態が発生した旨を、教育委員会を通じて福知山市長に速やかに報告し、対処する組織を設置する。

(イ) 「学校いじめ問題対策協議会」を招集する。

(ウ) 事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・ いじめの状況、きっかけ等の聴取
- ・ 事実に基づく聴取：いじめを受けた児童、周囲にいる児童、いじめをした児童

(エ) いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係や必要な情報を適切に提供する。

(オ) 状況によっては、保護者会を開催し、状況と今後の対応について説明する。

ウ 教育委員会や関係機関との連携

(ア) いじめによる重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し、事実関係を明確にする調査を行い、結果を報告する。

(イ) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会および警察と連携して対処する。

エ 児童の指導

上記の「2エ(ア)いじめに対する対処」の「2エ(ウ)いじめられた児童・保護者への支援」「2エ(エ)いじめた児童への指導又はその保護者への助言」「2エ(オ)いじめを起

こした集団への働きかけ」と同様であるが、重大事態での児童の指導については、下記の点も含み指導にあたる。

(ア) いじめられた児童・保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童をきちんと指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「成績への影響」について、いじめられた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するように配慮する。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。また、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。

(イ) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会の判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(ウ) いじめが起きた集団への指導

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対しては、いじめに加担していることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

5 いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめ発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童がお互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。

学校いじめ問題対策協議会

校長の求めに応じて、校長、PTA会長、学校運営協議会委員、SC、主任児童委員等で構成

氏名	役職
中嶋 守	学校運営協議会 雀部っ子地域安全見守り隊長
荒木 一昌	学校運営協議会 雀部公民館館長
塩見 登	学校運営協議会 自治会長会会長
掃部 千恵	学校運営協議会 主任児童委員
三嶋 優香	学校運営協議会 P T A 会長
八板 嘉展	校長
小寺 恭輔	教頭
田和 智美	教務主任
真下 匠	生徒指導部長 児童支援加配
金森 隆之	人権教育部長
西村 聖	教育相談部長
後藤 和美	養護教諭
麻生 祐子	まなび・生活アドバイザー
梅原 元	スクールカウンセラー

いじめ防止に向けての年間計画

月	テーマ	内 容
4月	指導体制の確認	年度当初の生徒指導事象への対応についての確認、改訂版生徒指導提要について研修
5月	児童実態交流 研修（体罰・いじめ）	各学年・学級の児童についての情報共有と組織的な指導体制の確認 懲戒と体罰、体罰に該当する行為、体罰と人権、体罰が与える影響、体罰防止のためのセルフチェック、いじめ根絶に向けて、心身のケアについて
8月	いじめ調査結果について 研修（いじめ・体罰）	1学期のいじめ調査結果とその分析、今後の取組について、（指導方針の確認） ハンドブックを活用しての研修、事例研修
12月	いじめ調査結果について	2学期のいじめ調査結果とその分析、今後の取組について
3月	いじめ調査結果について 児童実態交流	3学期のいじめ調査結果とその分析および年間のまとめと次年度に向けて 新年度に向けて児童実態交流をし、組織的な指導に向けた理解を進める。
年間		異年齢集団活動、生活アンケート（年3回）、人権週間・旬間（年2回）、人権講演会、SC / まなび・生活アドバイザー相談や助言、各ケース会議 など